

女性活躍推進法に基づく行動計画

本会はすべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 内 容

目 標：年次有給休暇の取得日数を、全職員、年間付与日数の50%以上とする。

※ 取得日数集計期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

●対 策

令和4年4月～

- ① 行動計画の周知
- ② 年次有給休暇取得状況の報告（2カ月ごと）

令和4年7月～

- ③ 夏季休暇取得期間（7月～9月）に積極的に年次有給休暇を取得するよう呼びかけ
- ④ 年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対し、管理職から声掛け

令和5年1月～

- ⑤ 前年の取得日数報告
- ⑥ 計画の見直し（その後③～⑥を繰り返す）

令和7年1月～

- ⑦ 取り組み結果の分析及び分析を踏まえた次期行動計画の策定